

# 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まち、住まい、建物の安全・安心を推進するまちづくりに関する事業を通して、都民にとって快適で災害に強い地域社会の形成を目指すとともに、東京の生活文化・都市活動の永続的な発展と継承に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)を行う。

- 一 まち、住まい、建物に関する調査研究、講習会、広報等による情報の提供及び相談等の実施
- 二 住宅・住環境の改善及び整備促進に関する支援事業
- 三 住宅の品質確保及び向上等に関する事業
- 四 高齢者等の居住及び入居の支援に関する事業
- 五 建築物の確認・検査、構造計算適合性判定、定期調査報告等建築基準法に基づく安全性確保に関する事業
- 六 建築物のエネルギー消費性能判定に関する事業
- 七 建築物の耐震性の向上に関する事業
- 八 建築材料の品質試験及び技術指導等に関する事業
- 九 国、東京都、区市町村等が実施する、まち、住まい、建物に関する施策に対する協力
- 十 その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第7号に規定する収益事業等をいう。)を行う。

- 一 住宅瑕疵担保責任保険等事業
- 二 宅地建物取引士資格試験事業

3 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産及び別表の財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会の決議を経て別に定める財産管理規程により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 理事長は、理事会の承認を受けた前項の書類を評議員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 一 監査報告
  - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第四号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の譲受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、この法人が重要な財産を譲り受ける場合にも準用する。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

二 過去に前号に規定する者となったことがある者

三 第一号又は第二号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての評議員選定委員会規則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

一 当該候補者の経歴

二 当該候補者を候補者とした理由

三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

四 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の評議員である旨

二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位  
9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員の全員に対して評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事6名以上10名以内
  - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、退任等により第22条第1項に定める員数を欠くときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

#### (役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### (理事及び監事の損害賠償責任の免除等)

第29条 この法人は、理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款で定めるところにより、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、定款第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第42条 この法人の主たる事務所には、常に次にかかげる帳簿及び書類を備えおかなければならない。

- 一 定款
- 二 理事、監事及び評議員の名簿
- 三 許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 五 役員等の報酬並びに費用に関する規程
- 六 財産目録
- 七 事業計画及び収支予算書
- 八 事業報告及び計算書類等
- 九 監査報告書
- 十 その他法令で定める帳簿及び書類



## 第11章 会員

(会員)

第43条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める会員に関する規程による。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開に関する規程による。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報を保護する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報の保護に関する規程による。

## 第13章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、戸田敬里とする。

別 表 基本財産(第5条関係)

財産種別	金額	備考
都債等	13億2千7百万円	(財)東京建築防災センター及び(財)東京都住宅・まちづくりセンターからの寄附金並びに区・市からの出捐金

附 則

この定款は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年3月26日から施行する。